

# 令和7年3回教育委員会臨時会議事録

令和7年8月21日

東久留米市教育委員会

令和7年第3回教育委員会臨時会

令和7年8月21日(木) 午前9時38分開会

市役所7階 703会議室

議 題

第1 議案第26号 令和7年度東久留米市一般会計(教育費)9月補正予算  
(第5号追加分) 要求に係る教育長の臨時代理の承認に  
ついて

第2 教育長報告

①東久留米市スポーツセンターの指定管理者選定結果について

②東久留米市立図書館の指定管理者選定結果について

---

出席者(5人)

|            |         |
|------------|---------|
| 教 育 長      | 片 柳 博 文 |
| 委 員        | 宮 下 英 雄 |
| (教育長職務代理者) |         |
| 委 員        | 馬 場 そわか |
| 委 員        | 植 村 芳 美 |
| 委 員        | 橋 本 脩   |

---

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 指 導 室 長     | 上 松 久美子 |
| 教 育 総 務 課 長 | 藤 竜 也   |
| 学 務 課 長     | 田 口 純 也 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 桜 井 昌 紀 |
| 図 書 館 長     | 島 崎 律 照 |
| 主幹・統括指導主事   | 森 山 健 史 |

---

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長 野 村 賢太郎

---

傍聴者 0人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前9時38分)

- 片柳教育長 ただいまより令和7年第3回教育委員会臨時会を開会します。  
本日は定足数を満たしていますので、会議は成立しています。
- 

◎議事録署名委員の氏名

- 片柳教育長 議事録の署名に入ります。本日の議事録の署名は、馬場委員にお願いします。  
○馬場教育委員 はい。
- 

◎傍聴の許可

- 片柳教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。  
○野村庶務係長 いらっしゃいません。  
○片柳教育長 では、おいでになりましたらお入りいただきます。
- 

◎議案第26号、上程、説明、質疑、討論、採決

- 片柳教育長 日程第1、「議案第26号 令和7年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算（第5号追加分）要求に係る教育長の臨時代理の承認について」を議題とします。教育総務課長から説明をお願いします。  
○藤教育総務課長 議案第26号は、「令和7年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算（第5号追加分）要求に係る教育長の臨時代理の承認について」です。提案理由は、令和7年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算（第5号）要求について、教育長が臨時代理として専決処分を行ったことを報告し、承認を求める必要があるためです。続けて、生涯学習課長より補足の説明があります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。  
○桜井生涯学習課長 議案第26号についてご説明します。

本議案につきましては、本年8月1日開催の第8回教育委員会定例会において、「令和7年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算（第5号）要求について」が付議されていますが、その際、詳細な調整が継続中であつたことから上程できず、その後の調整経過を経まして「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第25条及び「東久留米市教育委員会事務委任規則」第3条及び第4条に基づき、当該補正予算要求について教育長が臨時代理を行ったことに関して報告を行い、教育委員会の承認を求めるものです。

補正予算の概要につきまして、配付しました資料をご覧ください。

事業名は「1. 生涯学習センター管理運営事業」です。歳出予算として、使用料及び賃借料が191万5,000円、工事請負費が3,585万5,000円、補償、補填及び賠償金が200万円の、計3,977万円となります。

補正理由は、生涯学習センター第3駐車場の土地の一部について賃借が令和6年度末に終了し、新たな駐車場の整備を行う必要があるためです。

賃借料については、本年10月以降の契約を見込んだ金額を計上し、工事請負費には土地の造成のほか、近隣宅地との境に設置するフェンス、駐車場内の外灯、センター敷地と接続する通路等、必要な設備の費用も含んでいます。また、現状は畑として使用されていてそういった土地をお借りしますけれども、ビニールハウスを別の畑に移設する費用を補償するための費用を見込んでいます。

- 片柳教育長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

○馬場教育委員 もちろん必要なスペースだと思うのですが、まず、3,900万円という額の妥当性を教えていただきたい。次に、年間に発生する賃料を教えていただきたい。最後に、近隣の市では使用料を市民の方に出していただいている。ここでもうける必要はもちろんないと思うのですが、使う方は無償で、ほかの方は自転車で汗をかいて頑張っているのもフェアではないと思うので、ちゃんとかかった分を使われる市民の方から税収として考えていくという考え方も一つではないかなと思うのです。その3点についてご回答いただければと思います。

○桜井生涯学習課長 ご質問の3点についてお答えします。

まず1点目の補正予算にかかる金額の妥当性というところですが、今回補正予算を計上させていただくに当たりましては、施設関係の関係各課ですとか、あと市内で施工実績のある事業者の方から見積りを徴収した上で計上させていただいています。その中では、金額の精査も一定行っていますので、予算要求としてはこちらの金額を掲げさせていただいているところですよ。

また、年間の今後の賃料ですけれども、こちらの賃料には固定資産税・都市計画税の相当額も含めていますので、これから毎年度全く同じ金額になるとは限らないのですが、今回計上させていただいている賃料191万5,000円につきましては半年分の金額ですので、年間ということであると、現時点の見込みではこの倍の約385万円前後になると見込んでいます。

3点目のご質問の駐車場使用料についてということですが、使用料につきましては、現状の生涯学習センターの駐車場においては使用料を徴収していないということでしたので、今すぐの検討というのはなかなか難しいところではあると思うのですが、今後公共施設の使用料の議論でありますとか、将来的なセンターの在り方みたいな議論をする際には、駐車場だけではなくて会議室とかの使用料も合わせてということになると思うのですが、そういった価格のところは議論させていただきたいと今現状では思っています。

○馬場教育委員 ありがとうございます。それはぜひ前向きに検討いただきたいと思います。この4,000万円近い金額というのは、これが不必要ということではないのですが、どれだけいろいろな教育とか福祉に使えるかと考えると大きな金額です。もちろん土地を動かしたり造成したりすることに金額がかかるのはもちろんだと思うのですが、これが本当に35台でしたか、新しい駐車場、1か月1台大体1万円の計算ですよ。それも含めて妥当なのか、きちんと考えていただきたいです。あと「第3回臨時会の開催以前に新たに日程を整えることが難しかったため」と言うのですが、事前に連絡いただければきちんと集まりますし、大事なことで、これぐらいの金額のことはちゃんと教育委員が4名いるところでご説明いただきたいなど、前からこういうのは言っているのですが、それはお願いしたいと思います。

○片柳教育長 ほかにありますか。

○橋本教育委員 先ほど馬場委員がおっしゃられたとおり、本予算についてはかなりの金額になると思います。なので、本当にこの駐車場の整備が必要なものなのかということについて、もう一度きちんとしたご説明をお願いします。

○桜井生涯学習課長 このたび駐車場の確保が必要な理由について補足説明させていただきます。生涯学習センターにおきましては、もともと約60台分の駐車場がありました。そのう

ち約25台分は借地を駐車場として確保していたものとなります。また、本年4月より土地所有者の方のご意向もありまして、お借りしていた借地の一部をお返ししていますので、現在は約9台分の土地をお借りしているところです。残りの9台分の土地につきましても、今年度限りで貸借契約が終了する見込みで、来年度に向けて新たな駐車場の確保が必要という判断に至ったというのが理由です。

駐車場につきましては、従来台数に限りがありましたので、可能な限り公共交通機関のご利用をお願いしているところですが、遠方から来られる方を中心に駐車場の利用ニーズが一定に存在していきまして、現に比較的大きなイベントがセンターで開催される際は、以前から駐車場が混み合い、ご不便をおかけしている場面が見られました。その際に駐車場の確保に関するご意見・ご要望をいただいていたところでもあります。このような状況から、このたびは駐車場確保が必要と判断しています。

○片柳教育長 よろしいでしょうか。ほかはありますでしょうか。

○宮下教育委員 これだけ莫大な予算が計上されますので、お伺いしておいたほうがよろしいかと思えます。

この駐車場は年間でどのくらいの駐車台数があるのかどうかということと、それから、この駐車に基づいて駐車できなかったという方の不満の声も背景にあるのだらうと思うのですが、そのような声がどのくらいあったのか、もし実数が分かっていたら教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○桜井生涯学習課長 新たな駐車場の確保できる台数ですが、今構想を立てていきまして、現時点では約35台分のスペースを確保できる見込みです。また、これまでの駐車場に対するご要望・ご意見の件数、頻度などにつきましてはなかなか、すみません、統計的にお示しできる数字が今ありませんので、難しいところですがけれども、例えば、平日よりも比較的土日に大きなイベントが集中することがありまして、その際に公共交通機関のご利用もお願いしている一方で、駐車場が空くまで敷地内で停車しながら待たれるケースとかは毎週のようにとは申し上げられませんが、年に数回程度はあるという報告を受けていますので、その辺りも担当課としてはつかんでいるところです。

○宮下教育委員 私がもっと知りたいのは、年間の駐車稼働数がどのくらい今まであったのかどうかということです。

○桜井生涯学習課長 生涯学習センターの駐車場の稼働数・稼働率みたいなものも、申し訳ないのですが、統計処理などしていませんので、お示しできる具体的な数字は持ち合わせていません。先ほど申したとおり、平日につきましては比較的混み合うことはないのかなという印象ですが、土日につきましては駐車場があふれてしまうようなケースがあったと考えています。

○宮下教育委員 この駐車場を新たに設置することに対してはどのくらいの稼働率があって、そしてどのくらいの不足数があるのかということがこれから問われていくのではないかなと思えますが、調査しておいていただくことはありがたいと思えます。

○片柳教育長 ほかが質問はありますか。——よろしいでしょうか。

よろしければ以上で質疑を終わります。

これより議案第26号の討論に入りますが、いかがでしょうか。

討論省略ということでよろしいですか。——では、討論省略と認めます。

これより採決に入ります。「議案第26号 令和7年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算（第5号追加分）要求に係る教育長の臨時代理の承認について」を採決します。

本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

挙手多数です。よって、議案第26号は承認することに決しました。

◎教育長報告

○片柳教育長 日程第2、教育長報告に入ります。「①東久留米市スポーツセンターの指定管理者選定結果について」の説明をお願いします。生涯学習課長、お願いします。

○桜井生涯学習課長 「東久留米市スポーツセンターの指定管理者の選定結果について」に関して報告します。

東久留米市スポーツセンターの指定管理者については、令和7年度をもって5年間の指定期間が終了することから「東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」の規定に基づき、令和8年度以降の指定管理者の候補者を、公募型プロポーザル方式で選定しました。

選定に当たりましては「東久留米市指定管理者選定委員会設置要綱」の規定に基づき、同委員会の審査・評価に基づき、指定管理者選定委員会を設置し、参加資格審査、第1次審査、第2次審査が行われました。

お手元の資料「東久留米市スポーツセンター指定管理者選定結果について」をご覧ください。こちらは指定管理者選定委員会より、教育部長に通知された選定結果に関する報告書になります。

おめくりいただいて、ページ番号1ページをお開きください。

現段階では仮協定締結前のため優先交渉権者等の事業者名は伏せた形での報告となりますが、「3 選定経過・結果」(1)のとおり、共同事業体2者より応募がありました。

共同事業体A・Bというのは応募の順番を表しています。選定に当たりましては公募の段階で「東久留米市スポーツセンター指定管理者公募要項」を定め、「資格要件」及び「指定管理者の評価基準」を設けました。2者ともに参加資格要件を満たし、第1審査においても合格基準を満たした上で通過し、第2次審査でプレゼンテーションを実施しました。

審査の結果ですが、第1次審査と第2次審査の合計点により共同事業体Aが優先交渉権者となりました。

今後のスケジュール等について資料の2ページをご覧ください。

指定管理者の指定には地方自治法第244条の2第6項に基づき、議会の議決が必要となります。議決を受けるに当たりましては、優先交渉権者との施設の管理の基準や業務の範囲等、細部について確定させておく必要があるため、議会へ議案を提出する前に仮協定を締結します。仮協定の締結後は、指定管理候補者である事業者の名称は事業計画書や選定委員会の実施した採点結果とともに公開されることとなります。

仮協定につきましては、次回9月12日の教育委員会までに締結できるよう準備を進めてまいります。

○片柳教育長 説明が終わりました。ご質問はありますか。

○橋本教育委員 ご説明ありがとうございました。

スポーツセンターの指定管理者の選定について経緯等よく理解できました。ただ、結果について合計点数は書いてあるのですけれども、公表前なので出せる・出さないがあると思うのですけれども、可能な範囲で教えていただければと思います。

また、事業者からの提案に指定管理料を含めた収支計画も含まれていると思いますが、単

にかかる費用が安いといったことで評価をされているのか。市にとって指定管理料が抑えられることはとても大切な魅力あるものだと思いますけれども、一方、利用者の観点からも、提案された内容が魅力的なものかという観点もぜひ検討していただきたいと思っています。そういった考えは今回の選定の上でどうだったか教えていただければと思います。

○桜井生涯学習課長 ご質問の1点目の評価の内容につきましては、あらかじめまず公募の段階で評価基準を示しています。

具体的には「公平な使用の確保」「市民サービスの向上」「経費の節減など効率的な運営」「安定的な施設サービスの継続的な提供」「スポーツセンターの特性を考慮した基準」の5点になります。

今回の選定なのですが、第一次審査の段階で合格基準を配点合計の60%以上としました。外部委員の2名の方も含めて計6名の選定委員で審査されましたが、応募のありました2者とも、この基準を超える得点を得ていて、提案内容自体もそれぞれ一定の水準以上であったと言えます。

その上で第2次審査では、提案内容に基づくプレゼンテーションに加えまして、選定委員による質問の時間を設け、提案内容の詳細や指定管理者としての今後の計画ビジョン等を聞いていただき採点していただきました。

事務局としての印象になりますが、2者とも非常に魅力的な提案をしていただき、より良い市民サービスを継続的・効率的に提供できるのはどちらかという点で、結果的に各評価項目で共同事業体Aの得点が上回ったものと捉えています。

2点目の、提案された収支計画に対する考え方なのですが、こちらも事務局の印象も含めますが、市の歳出に直結する指定管理料自体の多寡によって大きく審査に影響したとは感じていません。提案された収支計画の中には科目ごとに収入や支出の金額が示されているわけなのですが、その数字の裏づけとなる根拠はあるのか、これまでの各事業者の実績や今後の物価高騰などを加味した現実的な収支計画になっているかといった視点で、こちらも事業としての継続性や安定性を各選定委員は考慮されての結果と受け止めています。

橋本委員が言われましたとおり、利用者へのより良いサービスの提供という観点で審査されたものと考えています。

○片柳教育長 よろしいでしょうか。

○橋本教育委員 ありがとうございます。公平な選定が行われたと思いますし、指定管理者制度を活用してメリットをこれまでも受けてきたと思いますけれども、ぜひ今あるものをどんどんブラッシュアップして、最終的に決まる業者とより良いサービス提供につなげていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○片柳教育長 ほかが質問はありませんでしょうか。

○宮下教育委員 今回は、この件に関しまして応募が2件あったということですね。第1次審査をやって、第2次審査をやってその合計で決定をするというシステムですが、そのシステムは了解したということで良いのですが、例えば第1次審査でA・BのAが決まったと。第2次審査では点数がBのほうが良かった。それから逆転する場合がありますよね。トータルすると、AとBでどちらかにトータルが多くなるのだらうと思うのですが、そういうときに第1次審査と第2次審査というのは同じ比重なのかどうか。第1次審査を通過したものの比重のほうが大きいわけですね。普通に今までも全部そうですね。いろいろなものについては第1次審査があって、ふるいの穴が大きく落とされて、だんだんと穴が狭くなっていくわけです。そうすると第1次審査で2者しかありませんので、「両方とも60%」と言うか

ら、そこでクリアしているのだろうと私は思いますが、そのときに第1次審査でクリアした会社と、それから第2次審査が物すごく良かった。その場合に同じような採点の基準ではちょっと理解がうまくいかないところがあるのではないかなと思います。そのようなところの協議が、この委員の中からもあったのかどうか教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○桜井生涯学習課長 第1次審査、第2次審査の比重についてのご質問と受け止めさせていただきました。こちらは選定委員会の中で事務局より、採点の基準ですとか配点も含めて（案）を示させていただいた上で選定委員の中で議論をしていただいて、第1次審査と第2次審査の評価の仕方等を決めていただいたところもありますけれども、まず配点の点数を申しますと、委員一人の点数で申し上げますと、第1次審査も第2次審査も100点満点です。その中で第1次審査は提案書の内容の書類審査になるわけですが、第2次審査におきましては審査項目を設けさせていただいて、ただ、内容につきましては、第1次審査で出された提案書に基づくプレゼンテーションを受けての評価をしていただく形になりました。

第2次審査の中では、プレゼンテーション後に各委員からご質問をお一人ずつ2～3問程度出していただいたかと思っておりますけれども、その質問の内容につきましても、第1次審査に用いた評価項目に基づくものでご質問いただいております。それを委員の方に評価をしていただいたという流れとなっております。

○宮下教育委員 そのようなそれぞれの委員の中での論議があって、ここにたどり着いたということで了解しました。

○片柳教育長 ほかはよろしいですか。

では続きまして、「②東久留米市立図書館の指定管理者選定結果について」の説明をお願いします。図書館長、お願いします。

○島崎図書館長 「東久留米市立図書館の指定管理者選定結果について」に関してご報告します。東久留米市立図書館の指定管理者については、令和7年度をもって5年間の指定期間が終了することから「東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」の規定に基づき、令和8年度以降5年間の指定管理者の候補者を公募型プロポーザル方式で選定しました。

選定に当たりましては「東久留米市指定管理者選定委員会設置要綱」の規定に基づき、指定管理者選定委員会を設置し、同委員会の審査・評価に基づいて参加資格審査、第1次審査、第2次審査が行われました。

お手元の資料、「東久留米市立図書館指定管理者選定結果について」をご覧ください。こちらは指定管理者選定委員会より、教育部長に通知される選定結果に関する報告書になります。おめくりいただいて、1ページ目をお開きください。

現段階では、仮協定締結前のために優先交渉権者などの事業者名は伏せた形のご報告となりますが、「3 選定経過・結果」(1)のとおり、応募者は2者、うち共同事業体は1者でした。2者より応募がありまして、応募者A・Bというのは応募の順番を表しています。

「東久留米市図書館指定管理者公募要項」を定め「資格要件」「指定管理者の評価基準」を設けました。2者とも参加資格要件を満たし、1次審査においても合格基準である配点の60%を満たして通過し、第2次審査でプレゼンテーションを行い、それを受けての質疑応答などを行っています。

それらを経過しまして、審査の結果ですが、第1次審査と第2次審査の合計点により応募者Bが優先交渉権者となりました。

今後のスケジュールなどにつきましては2ページをご覧ください。

指定管理者の指定には地方自治法第244条の2第6項に基づき、市議会の議決が必要となります。このことから議会の議決を受けるに当たりましては、優先交渉権者と施設の管理の基準や業務の範囲など細部について確定させておく必要があるため、議会へ議案を提出する前に仮協定を締結します。仮協定の締結後は指定管理者、こちら候補者として、事業者の名称は事業計画書や選定委員会の実施した採点結果とともに公開されることとなります。

仮協定につきましては、次回の9月12日の教育委員会までに締結できるよう準備を進めてまいります。

○片柳教育長 説明が終わりましたが、ご質問はありますか。

○植村教育委員 先日、私としては久しぶりに図書館に行ってきたのですが、シニアの方が多く活用していらして、夏休みなので、もう少し親子連れとか、小さいお子さんとか、小学生とかいらっしゃるかなと思っていたのですが、ちょっと見当たりませんでした。

図書館に関しては、この間「新しい感覚の図書館」ということを申し上げてきました。これからの時代は集える場所としての図書館、ICT中心の世の中で、図書館の意義は人と人が集える場所として大事になるのではないかとこのことを申し上げてきました。

今回令和8年から13年ということで、また5年間の間に様々ないろいろなことが変わっていくと思います。今回の仮協定では、これまでの選定基準の項目と別項目で何かあったかどうかということをお聞きしたいというのが1点目です。

○島崎図書館長 選定の項目としましては、先ほど申し上げたとおり公募要項を作成して、それに基づいて提案を受けるところと、業務仕様書を作成していますので、業務についてはその仕様書を参考にさせていただいて、業務を進めていただくような形にしています。

今回、事業計画（案）として、事業者から収支計画なども含めて提案を受けていますので、その中には事業者からの新規の提案であったりとか、継続して行っていくような内容のご提案も受けていますので、今後仮協定締結後、また改めて基本協定の締結だったり、8年度からも年度ごとに協定を結んでまいりますので、その中で年度ごとの詳しい計画についてはまた事業者と打合せをして決定されていくものです。

○植村教育委員 ありがとうございます。これまでと全く同じ形で進んでいくということでは新しい図書館になっていかないと思いますので、蔵書のことですとか、市の資料のことですとか、この間ユニバーサルデザイン的な、目の見えない方の展示図書のこととかいろいろお聞きしてきているのですけれども、さらにその上に人々が集えるような図書館という観点をとり入れていただきたいし、新しい業者の方にもそこを大事にした図書館を作っていただきたいと私はいつも思っています。

もう1点は、また8年から13年の5年間でいろいろな変化があると思いますので、その変化にも応じられるようお願いしたいと思っています。

○片柳教育長 いいですか。ほかはよろしいでしょうか。

○橋本教育委員 結果がすごく僅差でしたので、今回応募者Bの点数の内訳は出せないと思うのですが、評価が高かった項目など特徴的なことがあれば教えていただければと思います。

○島崎図書館長 図書館指定管理者につきましては、施設の管理という指定管理者の考え方のほかに図書館仕様のスキルというところも求められるところですので、そういった人員体制については、第1次審査での事業計画の中でも多く提案や考え方をお示ししていただき、また、プレゼンテーションの中でも各委員の方から詳しい説明をということで確認をしました。

そういった計画の中で事業者のほうの優先交渉権者を今回決定させていただいたという形になっています。

○橋本教育委員 人員確保が大変な中、少し安心材料ではないのですが、良い方向に進むことを願っています。ありがとうございます。

○片柳教育長 ほかが質問はありますか。

○馬場教育委員 現時点で、市民にオープンできる範囲でのご説明だったと思うのですが、今回の選定では複数——とはいっても2者のみですが、今まで1者だったと思えばそれは良かったのかと思います。

その中でまず1点が、どういうふうにご公募して、2者がどういうふうにご東久留米市でやっというところと、逆にご2者しか来ないというのは、スポーツセンターもごですけども、金銭面とか待遇面とかそういうところで2者しか来なかったのか、それとも、ごこういう形の指定制度を活用してやる場合のご公募だと、ご東久留米市だけではなくてごこれぐらいの数のものなのか。

あと、ご応募要件や仕様書をオープンにしてご広くご応募を求めるとごいうことなのごですけども、ごホームページでごいうことなのごですけども、ごどれぐらいそれがご広まっているかごいうのはごどういうふうにご理解しているかごいうこと。

あと、ご一定の競争原理がごそれでもごおのずとご働くご思うので、ご新しいご発見やご知見などもごあったごのではないかご思うごのですが、ごそこでごさらにご1点ご伺いたいのが、ご以前のご定例会でご市議会のご報告の中で「ご図書館で働くごスタッフにご求めるご要件、ごスキルをご緩和した」とごいうご話があったごのですが、ごこのごことに対するごネガティブなご意見もごあったご思うごのです。ご今、ご橋本委員がご聞かれたご中では、ごそのようなごことはないごようなご感じをご受けたごのですが、ご選定委員会ではごどのようなご見方をしたごのかもご教えてごいただきたいごと思います。

○島崎図書館長 3点ご質問をごいただいて、ごまずご今回ご2者ご募集があったごいうところごのですが、ご今年度ご選定をご開始するにご当たっては、ご当然ご現在のご仕様についてごの検討ごとかもごありますし、ご見積取得ごいうところごもありますごので、ご都内ご指定管理者、ご受託をごしているご事業者のほうにもごお声をごおかけしてごご意見をご聞いてごいますごので、ごごいうご形でご東久留米市がご今年度ご指定管理者のご選定をごするごいうところは、ご一定ご実績のあるご事業者について、ごごこのご時点でご理解してごいただいているごと思います。

2点目のご告知のご仕方ごいうところごのですが、ご市のご広報であるごとか、ご市のごホームページ、ごそのごほかにご指定管理者をご公募するご場合はごごいうご指定管理者のご公募がご出ているごいうところ、ご告知するごサイトもごありますごので、ごごいうごところにもご東久留米市でご指定管理者をご募集してごいるごいうところをごアップしてご告知にご努めたごところごです。

3点目のご今回ご仕様のほうでご若干ご見直しをしたごいうところごのですが、ご先ほどご申し上げたとごおり、ご事前にご各事業者様のご意見もご聞いたご上で、ごごいうご形ならご募集しごやすいか、ごあるいはご提案しごやすいかごいうところはご確認してごいただきました。ごごいうごご意見もご踏まえてご選定委員会のほうでごご意見をご聞くご中で、ご今回、ご今年度ご活用したご業務仕様書をご決定して、ごそのご仕様書に基づきご公募したごところごです。

積極的にご門戸をご広げてご仕様のご見直しをしたごいうことごになりますが、ご今、ご実際のご提案の中身までごご説明することはごできませんが、ご緩和されたご条件の範囲でご柔軟なごスタッフ配置をご検討してごいるごと思われるごようなご提案であったりごとか、ご従前のご体制とご遜色のないご配置をご検討したりしてごいるものごなど、ご当然ごそれぞれご事業者がご相違工夫をもちごご提案をごいただいているごところごです。

しかしこれ自体、得点に直接影響するものではなく、想定体制で提案される事業が実施できるのか、通常の管理運営に支障を来すおそれはないのかなど、他の提案に照らして総合的に判断して選定委員会のほうで各委員におかれましても、いろいろな見方、議論の上、審査に当たっていただいて決定したものと考えています。

○馬場教育委員 ありがとうございます。お話を聞いて分りました。

配置するスタッフの体制だけを切り抜いて得点化しているわけではないですし、安かろう・悪かろうでは困るわけで、選定者の皆さんが総合的にご判断いただいたということで、しっかりとした経過をたどっていただいたということだと思っています。

私も本が好きというか、図書館には子どもが大きくなるとあまり行かなくなってしまうのですけれども、それでも借りたり読んだりしなくても、のぞきに行ったりするのですね。

利用者満足度調査の結果もそうなのですが、行っていない人が行こうと思う、またプラスの何かがあったり、植村委員がおっしゃったように時代の早い変化に紙の本は追いつけていないようできて、とても大事な役割をしている。例えば紙芝居とか、大型絵本ですとか、読み聞かせですとか、素話とか、そういうことをすごく大事にされているということは私も分かっているので、さらにスタッフの対応だけでなく全体のサービスを考えて市民の皆さんが一人でも多く訪れて、良いものがいっぱいあるので、それをもっと市民の方にオープンにしながら、新しい指定管理者とさらに良いサービスができるように期待しているので、よろしくをお願いします。

○片柳教育長 ありがとうございます。ほかご質問はよろしいでしょうか。

では日程は以上ですが、事務局から何かありますか。

委員の皆様はよろしいでしょうか。

○馬場教育委員 まだ夏休みで、あと10日ほどあるのですけれども、10日を残しての間に夏休みの子どもたちの熱中症があったとか、部活の状況ですとか、給食でしかちゃんとした栄養が取れない子とかの対応の連絡とか、お祭りとかで昔はよく先生たちが最後のほう見回りに来たりとかしていたのですけれども、最近それも、私も最後までいれなかったのもあるのですが、何が心配なこととか、もちろん良いことも、何か指導室のほうに連絡があれば教えていただきたいのが、まず1点。

あと、私も勉強不足で申し訳なかったのですけれども、娘が教員採用試験を受けるに当たって「教職教養」という問題の出し合いっこをしていたのですね。コミュニティ・スクールというとてもすてきな制度があって、そして全国8割ぐらいが導入しているけれども、東久留米市は導入していないというのを聞いて、まずそれ何でなのか。

「コミュニティ・スクール」という言葉自体に、ピンと来ていなかったと思うのですけれども、「学校運営協議会制度」というものらしいのです。

校長先生が作成する学校の運営の基本方針を承認したり、あと学校運営に関する意見を教育委員会にも校長先生にも述べることができ、教職員の任用に関して教育委員会にも意見を述べることができ、それで地域の人たちが活性化していくのを見て、今までのいろいろな問題を校長先生一人が抱えこまなくても良いし、そして、教育委員も実際報告が上がって知ることばかりではなくて、きちんとそういう学校に根差した人たちから話を聞いたりすることができて、「なんてすばらしい制度があったんだ」と思いました。娘から「東久留米だけ入っていないんだよね、何で」と言われて、私もちょっと答えられなくて、まずそれを伺いたい。あと、よく勉強したら、これは今やらないと本当に危機だなということ、東久留米の教育委員会の人たちは知っているかなと思ったのです。

それはなぜかという、父母が皆さんお仕事をされていて、東中をはじめ PTA がなくなってしまったり、学校がいろいろなことを募集してもボランティアがなかなか集まらなかったり、数年前とがらっと学校の様子が変わっているのです。そういうときに地域と今の段階で密着しておかないと学校は本当に孤立してしまうのですね。誰も手伝ってくれなくなってしまふ。

何で今が大事かという、私たちみたいな子育てしていて、昔、学校に PTA とか、ボランティアでいっぱい入ったりしたもうちょっと上の方たち、そういう、まだ地域で「体力もあって頑張って手伝えるよ」と、実際それをやったことある人たちがどんどん高齢化してしまっているということなのです。そういう経験がない人たち、今の若いお母さんやお父さんたちに「何で手伝ってくれないんだよ」と言っても、やり方を知らないのですよ。今それを引き継げる人たちを入れて学校運営だとか、子どもたちの安全を守ってもらうとか、そういうことはすごく大事だなと思っています。

ただ、私は、実際いろいろなホームページを見たり、実践している学校の YouTube とかも見たりしていたのですけれども、東久留米市がなぜそれを導入しないのかということをお教えいただきたいなと思って。

- 上松指導室長 ありがとうございます。この夏休みの子どもたちの状況ですが、指導室のほうには子どもたちの事故や犯罪等に巻き込まれた等の情報は一切入っていませんので、ほっとしているところですが、あと10日ありますので部活の指導も始まっています。それについては注意喚起もしながら、無事に9月1日を迎えられるように準備を進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。
- 馬場教育委員 登校・不登校は新学期が一番心配になると思うので、その辺もぜひケアをお願いできたらと思います。
- 桜井生涯学習課長 コミュニティ・スクールの関係なのですけれども、まず、これまでの東久留米市の経緯というか、申し上げますと、他自治体ではもう進んでいるところは把握していました。東久留米市におきましても、以前からコミュニティ・スクール導入の議論は少しずつあったという認識ではありますが、今年度の状況をお伝えしますと、まず市立南中学校に協力いただきまして、今年度コミュニティ・スクールのパイロット校を立ち上げる準備を進めています。

コミュニティ・スクールのつくり方もやり方は一つではなくて幾つもあるのですけれども、今回パイロット校で行おうとしているのは、既存の学校評議員制度を土台にしながら、地域の方にもコミュニティ・スクールについて、学校運営協議会に向けて制度の説明などはさせていただいていますし、今後はコミュニティ・スクールの先進事例と申しますか、東京都の外部アドバイザー制度がありまして、アドバイザーの方にも来ていただいて、南中だけではなく市内の小・中学校の校長先生などにもそういった研修を予定していますので、参加していただいて、コミュニティ・スクール導入に向けての準備を着々と進めさせていただきたいと思っています。

順調に行きましたら、次年度に向けて、本格的にまず南中では考えていますけれども、ほかにも手を挙げられる学校もあるかもしれませんし、こちらの制度の活用につきましては生涯学習課のほうで事務局機能を担わせていただこうと考えていますので、情報発信などはこれからもさせていただきたいと思っています。

- 馬場教育委員 そうだったのですね。ありがとうございます。

コミュニティ・スクールというのも、私もそれを言われてから勉強したので、私こそ勉強

をもっとしなければいけないのですけれども、やり方としても「はい、じゃあコミュニティ・スクールを始めます」というのではなくて、今おっしゃっていただいたように学校評議員が学校を手伝ってくださって、地元の良い伝統文化を教えたりとかそういうことをされている学校もあるので、それを「全部コミュニティ・スクールにしましょう」ということではなくて、自然発生的に良いものに取り込んでパイロット校でやっていたものが広がっていくみたいな形がもちろん一番良いと思うのですね。ただ、私はこれがそういうふうに東久留米市も準備というのも分かっていたので、こういうふうに前向きに検討していただいているのはすごくほっとしました。ありがとうございます。

学校の校長先生たちが一人で悩んでいたりすることがないようにとか、この採択が合っているのかなということも、ここの場だけではなくて多くの人たちの声を聞いたりしながら、一つ一つの、先ほどの駐車場の件もですけれども、時間がかかっても多くの人意見を練ってつくり上げていくというのが後々にちゃんと残ることだと思うので、時間がかかってしまうことだと思うのですけれども、ぜひ進めていただきたいと思います。

このことも私の勉強不足から突然質問してしまったのですけれども、そういうことがあれば、お互いに教育委員が知らなくて後で聞いて、結果論をどうこうというのではなくて一緒に悩みながら、一緒に学校や子どもたちとともに東久留米の子どもたちのことを考えていけるのではないかなと思ったので、あと、何度も言って失礼なのですが、私たちは教育委員として東久留米市の子どもたちのために、それこそ生涯学習であれば全体の学ぶということに対してお力添えできたらなと思ってしているので、「時間調整ができないから」とぜひとも言わないでいただいて、どんな些細だと思われることもきちんと私たちにご報告いただいて、もしそちらが忙しいのであれば、時間をつくりますので、私たちのほうで資料をちゃんと熟読して考えてまとめて意見を言って、会議という形ではなくとも細かいような内容も一緒に考えていきたいと思います。「結果こうです」「内容はこうでした」「じゃあ、ご確認、ご参照・ご意見お願いします」ではなくて、ぜひともいろいろなことに関して一緒に考えさせていただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

○片柳教育長 ありがとうございます。

○宮下教育委員 関連してよろしいですか。コミュニティ・スクールにつきましては、私も何回となく教育委員会の中ではお話をしているかと思いますが、今コミュニティ・スクールについての質問があったときに回答したのは生涯学習課長なのですよね。ちょっと違うのではないかな。まず、そこのベースが違うのではないかな。もっともっとこれについては「指導室でやってくださいよ」と盛んにずっと言い続けたけれど、指導室は聞く耳を持っていませんでした。そんなふうに私はすごく思っています。

失礼かもしれませんが、教育部長のお住いの地域では相当始めからずっとやってきたところですよ。もうちょっとこれについては前向きに取り組んでいく、教育委員会事務局全部、教育長を筆頭としながらやるべき内容ではないかな。そんな時期にもう東久留米は入っているのではないかなということ強く感じます。多分こころ辺について情報をもっと知っているのは植村委員ではないかなと思います。一言発言をいただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○植村教育委員 清瀬、三鷹の情報などは紙面だったり自治体だったりで存じ上げていたり、巡回に行きますとコミュニティ・スクールが、学校運営協議会がちゃんとできているところは、入り口にお二人方の親御さんがいらしてくださって、私が行くと「誰なんですか？」みたいな顔して見られたり、それから養護の先生が忙しいときなどは、お母さん方をお願いし

て教室のほうに行ったりとかいろいろ学校運営協議会の中で動いてくださる方というのは実際に具体的にいらっしゃるんだなというのを目の当たりにしています。

あと「おやじの会」を発足した学校があって、その中でおやじにすごく活躍していただいたり、あと図書館を開放するときに親御さんに来ていただいたりということも聞いたりしています。

だから、もうこれからはやっていかなければいけないのだろうけれど、先ほどの馬場委員が言ったとおり、東中は PTA が解散してみたいな本当に保護者がなかなかお手伝いできないという逆の面もあるところがあつたりしますので、その辺も気になりながらも、ここ東久留米の良いところは、たしか生涯学習課のほうだと思うのですが、放課後子供教室のコーディネータが全ての学校にきちんといて、しかも、複数配置していることも前回聞いた気がして、そうすると、そのような方も学校運営協議会の中できちんと配置されながら、学校のために放課後だけではないところでもご活躍してくださるようなお力がある方がいらっしゃるんだなというのを感じたりしていますので、ぜひ周りが全てというか、ほとんどやっている中で「ありません」というわけにはいかないというのは強く思っていたところです。

ただ、南中の前回の発表をお伺いしたときに、講師をしてくださった並木先生、からとても良いお話を聞いたように思っています。

「みんなが今、地域で一緒にやっていくことで、また地域で活躍する子どもたちを育てていくんだ」という、今私たちの地域のことを勉強しているのだけれども、それが具体的に実際となって蓄積されていくのにも、コミュニティ・スクールというのが非常に良い形になるのだろうなと思っていますので、これからパイロット校の南中を中心にして幾つか動いていくんだなと思って期待しているところです。

○上松指導室長 コミュニティ・スクールにつきましてはこれまでも指導室も関わっていましたが、これからも関わり続けていきます。

事務局ということで、今年度整理したところで生涯学習課ですが、内容面等については指導室も一緒に学校に関わりますし、コミュニティ・スクールの求めるところは「地域とともにある学校づくり」ですので、そこを目指しながら事務的なところと内容的なところと、教育委員会一体となって取り組んでいくというスタンスは変わりませんので、しっかりと私も関わりながら、より良い東久留米のコミュニティ・スクールということで進めてまいりたいと思っていますので、お話しさせていただきました。

○馬場教育委員 ありがとうございます。

○片柳教育長 では、私から。馬場委員からコミュニティ・スクールの議論につきまして、ご質問がありましたけれども、今学校に求められる要望、機能というのでしょうか、そうしたものが非常に多様化して複雑化している。そういう中で学校の先生も、学校そのものも疲弊しているという状況がここ近年見られている。そういう中で学校が行う業務の選択と集中というのですか、精選を図って、これまで学校が担ってきた機能そのものが地域に移行していくという考え方も出てきているところなのですね。

それはなぜかという、最終的に目的とするところは「学校の教育活動の充実を目指す」ということですので、学校の教育機能はどこへ移行していくか。当然それは地域であったり保護者であったりするというところで、その移行の一つの手段として、コミュニティ・スクールといった考え方が適用できるのではないかと私は考えています。

学校運営協議会そのものの機能については先ほど馬場委員から説明があったとおりで、校長の学校経営に様々ご意見等があるのですけれども、私としては、指導室長からあった「地

域とともにある学校づくり」を進めるために、地域の方や保護者の方が学校の運営に参画はちょっとなかなかできないかもしれませんが、参加・協力していく、そんな窓口としてこの制度が活用できることが理想だと考えているところなので、南中のパイロット校としての成果や課題を踏まえて、他の学校でも導入を希望し、それが可能な条件を整えるのであれば、今後コミュニティ・スクールの扱いをどのようにしていくか、そこで検討していきたい。パイロット校の結果を受けて、ほかの学校の状況も踏まえ、拡大するなりその後のコミュニティ・スクールの導入についての整理をしていきたいと考えています。

私の考えをここで述べさせていただきます。

- 宮下教育委員 各学校には学校評議員制度というのがありますね。

私も第一小学校と第三小学校の評議員をずっとやっていました。学校長から頼まれてやっていた。ですから学校経営に対する——学校経営ということもほとんどが教育活動に関することが多いですね。それに対していろいろな意見を求めたり、「それは良いじゃないですか」と、みんなで評価したり、そんなことをずっとやってきたものですので、ですから、これから新たにコミュニティ・スクールをパイロット校にしながら成果を基にではなくして、それはもちろん必要かもしれませんが、もう全部スタートしているところがありますから、そこをそういう方向性に少しチェンジしていけばよろしいのではないだろうかと思えますので、そんなふうにして、これからではなくて、今やっていることをそういうふうに変えていけばそのままいくのではないかなと思います。そのような考え方でいったほうが、遅れを取っているものが即、今までやってきたことが、そういう考え方で良いのかなというふうにアップデートすればそれで良いのではないかと私は思っていますが、いかがでしょうか。

- 片柳教育長 基本的には宮下委員がおっしゃるとおりに、同様の機能を果たす組織がこれまでありましたので、それを生かしながら東久留米のやり方を新たに確立していくというのですか、そういう手順を踏んでいくというのは適当であろうなと私も思います。

- 植村教育委員 追加して、今、評議員制度とおっしゃられて、私も評議員を何年かやらせていただいて、校長先生によってその評議員の人たちをどう使うかというのは違うのだなと身にしみて思っています。

すごく熱心な校長先生はいろいろな資料を全部そろえてくださって、実際に授業を見て、今後どうしていきましようかみたいによってくださっているのだけれども、そうでないと授業を見るという機会もなかったり、何の資料もなく集まってちょっと話をしてみたいなときもありました。校長先生方のお考え次第でいろいろな形になるんだなというのがありますので、これからのコミュニティ・スクールは学校評議員制度が基本になっていくと思うのですけれども、校長先生方が本当にやっていこうという気持ちになるようにしていくことが大切と思っています。

- 馬場教育委員 もちろん私も先ほど生涯学習課長がおっしゃったように、パイロット校が広がってと思ったのですけれども、校長先生によってはいろいろ言われたくないという方もいらっしゃるかもしれないし、自分でやりたいという方もいらっしゃるかもしれないけれども、もうそれは駄目な時代なので、きちんと地域だったり子どもたちだったり保護者の意見を聞いていかなければいけない。あと、教育委員会や指導室から言われたことだけをやるのではなくて、ということであるとすれば、それを広げるのではなくて、ある程度の指針みたいなのを早めにつくってあげるといっても教育委員会としては一つのやり方としてあると思います。

それでも、校長先生たちのやり方や考え方で多少は変わってくると思うのです。それが学校の特色で良いことでもあるので、それは全否定することはないと思うのですけれども、今までやっていなかったことで、どういうふうに進めていったら良いかという指針というのは、パイロット校をしつつ、考えつつ、私たちも勉強して「こういう良い例がありましたよ」というのを出し合いながら、宮下委員がおっしゃったように、実際進めていかないと熱意のある高齢の方たちが入ってこれなくなってしまうといけないので、ぜひゆっくりめでなくて、少し早めに進めていただければと思います。

でも、良かったです。東久留米はそういうのはもうやらないのかと思って心配していたので。ありがとうございます。

○片柳教育長 ほかに。

○宮下教育委員 この休み中になりますと、様々な人たちと顔見知りになって会うチャンスがあって、その中で様々な情報がたくさん入るのが常ではなかろうかなと思っていますが、その中の一つとして、子どもたちはなんて幸せな環境にあるのかなということを感じているものがあります。

それはどういうことかということ、私の住んでいるところに落合川があります。ほとんど毎日、20名ないし30名の子どもたちがあそこで泳いでいます。自転車でいろいろなところから来ています。東久留米だけではないのです。水を求めてたくさん子どもたちが来て、自然の中で豊かにすくすく育つような、そのような環境の中で東久留米の子どもたちは伸び伸び育って良い子になっていくのではないだろうかということに大いに期待しています。

私もその子どもたちの様子を見ていたら、ある男の子がずっと私の顔を見るのです。「サイエンスドラゴン」と言うのです。「えー」と。そうしたら「どこの学校？」と、「十小」だと。大分前に授業をやったときの子どもですが、おじいちゃんの顔をよく覚えているのですね。「ああそう。良いね。みんな楽しくて」ね。

そして、親御さんが2名、危ないから一緒に膝まで入りながら、そのような姿を見ていましたら、そういう中ですくすくと育つ東久留米の子どもというのは、これから将来、豊かな人間性になるのではないかなということ、そのような子どもたちの良さというものをこれから大いに広めていったらどうかなということを感じました。

それからもう一点、「最近、指導室が変わりましたね」と耳に入りました。なぜかという「学校で問題があると、指導室長先生がすぐ来てくれるのですよ」と、「それも自転車で来てくれるのですよ」と。というようなお話を耳にします。ということは、学校の校長先生方が一番求めていた指導室に戻ってきたということで大変喜んでいました。

何をその後言おうとしているか、大体察しがつくかと思いますが、校長先生から何か言われた場合に指導室がすぐ親身になって駆けつけてくれる、それまた自転車で。多分教育委員会で室長さんに自転車を寄附しなければいけないのかなというぐらいの気持ちですが、熱中症にお気をつけて、各学校にまたお運びいただければと思いますので、うれしい情報でしたのでお伝えを申し上げたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○片柳教育長 ほかよろしいですか。

---

#### ◎閉会の宣告

○片柳教育長 では、以上をもちまして、令和7年第3回教育委員会臨時会を閉会します。

(閉会 午前10時47分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

令和8年5月28日

教育長 片柳博文(自書)

署名委員 馬場そわか(自書)